

平成 23 年度 私立大学等経常費補助金交付状況の概要

日本私立学校振興・共済事業団
助 成 部

1. 制度の概要

- (1) 私立大学等経常費補助金は、①私立大学等（私立大学・短期大学・高等専門学校）の教育研究条件の維持向上、②学生の修学上の経済的負担の軽減、③私立大学等の経営の健全性向上に資するため、日本私立学校振興・共済事業団が国から補助金の交付を受け、これを財源として全額、学校法人に対して私立大学等の経常的経費について補助するものである。
- (2) この補助金には、各私立大学等における教職員数や学生数等に所定の単価を乗じて得た基準額を教育研究条件の状況に応じ傾斜配分する「一般補助」と教育研究に関する特色ある取組に応じ配分する「特別補助」がある。
なお、管理運営不適正等の法人については、状況に応じ、不交付若しくは減額措置を講ずることとなっている。

2. 全体の交付状況

- (1) 平成 23 年度は、特別補助から一般補助へ予算の組み替えが行われた。また、補正予算として国から交付された、東日本大震災からの復旧・復興に係る補助金を交付した。特に、被災学生に対する授業料減免事業等については、補助率を 3 分の 2（通常の授業料減免は 2 分の 1 補助）に引き上げて配分した。
- (2) 平成 23 年度交付学校数は 889 校、交付額は総額で 3,393 億 8,112 万円であり、このうち一般補助は 2,811 億 6,900 万円、特別補助は 582 億 1,212 万円（うち、補正予算分は 184 億 9,056 万 7 千円）となっている（表 1）。
学校種別の交付額は、大学 3,115 億 2,705 万 4 千円、短期大学 272 億 8,751 万 8 千円、高等専門学校 5 億 6,654 万 8 千円となっている（表 2）。
交付額を 1 校当たり換算すると 3 億 8,175 万 6 千円となり、学校種別で見ると、大学 5 億 5,629 万 8 千円、短期大学 8,370 万 4 千円、高等専門学校 1 億 8,884 万 9 千円となっている。また、交付額を学生 1 人当たり換算すると 17 万円となっており、学校種別で見ると、大学 16 万 7 千円、短期大学 19 万 9 千円、高等専門学校 29 万 8 千円となっている（表 2）。
- (3) 平成 23 年度に不交付とした 77 校の事由は（表 3）のとおりである。
また、管理運営等に問題がある法人・学校に対しては減額又は不交付の措置を講ずることとしており、平成 23 年度に減額交付とした法人・学校は、10 法人 17 校である（表 4）。
- (4) 東日本大震災からの復旧・復興に係る補助金については、第一次補正予算及び第三次補正予算において、①教育研究活動の復旧を要する大学等に対し支援を行う教育研究活動復旧費、②経済的に修学困難になった被災学生に対し授業料減免等を行う大学への補助事業（3 分の 2 補助）、③岩手・宮城・福島県に所在する大学の安定的・継続的な教育環境を保障するための経費を対象とする被災私立大学等復興特別補助の 3 費目が措置され、184 億 9,056 万 7 千円を交付した（表 5）。
- (5) 私立大学等経常費補助金の配分基準及び各大学等への交付額等については、当事業団のホームページ（<http://www.shigaku.go.jp/>）に掲載するなど、広く一般に情報提供を行っているところである。

(表1) 交付額総括表

(単位：千円)

区分	交 付 額	
一 般 補 助	281,169,000	(211,968,000)
特 別 補 助	58,212,120	(110,214,000)
	※うち、補正予算分：18,490,567	
計	339,381,120	(322,182,000)

※ () 書きは前年度の数値

(表2) 学校種別の補助金交付状況

(単位：校、千円)

区分	学校総数	交付学校数	補助金総額	補助金の平均額	
				1校当たり	学生1人当たり
大 学	(597)	(549)	(296,921,892)	(540,841)	(162)
	600	560	311,527,054	556,298	167
短 期 大 学	(370)	(326)	(24,702,974)	(75,776)	(176)
	363	326	27,287,518	83,704	199
高 等 専 門 学 校	(3)	(3)	(557,134)	(185,711)	(293)
	3	3	566,548	188,849	298
計 (平 均 額)	(970)	(878)	(322,182,000)	(366,950)	(163)
	966	889	339,381,120	381,756	170

※ () 書きは前年度の数値

(表3) 不交付校の事由内訳

(単位：校)

不交付事由	大学	短期大学	計
未 完 成	13 (16)	2 (5)	15 (21)
募 集 停 止	6 (8)	24 (25)	30 (33)
他 省 庁 補 助	2 (2)	0 (0)	2 (2)
申 請 の 無 い も の	18 (20)	11 (12)	29 (32)
管 理 運 営 不 適 正	0 (1)	0 (2)	0 (3)
そ の 他	1 (1)	0 (0)	1 (1)
計	40 (48)	37 (44)	77 (92)

※ () 書きは前年度の数値

注1 未完成…設置後完成年度(標準修業年限)を超えていない学校

注2 募集停止…学生募集が停止されている学校

注3 他省庁補助…文部科学省以外から補助金を交付されている学校

注4 その他…放送大学(文部科学省から直接補助)

(表4) 平成23年度 減額法人一覧

私立大学等経常費補助金取扱要領4(1)の規定に基づき、管理運営不適正等のため減額措置を講じた法人

番号	法人名	対象学校名	23年度の取扱い	事由	備考
1	青森山田学園	青森大学	25% 減額交付	管理運営不適正 (留学生大量除籍等)	新規
		青森短期大学			
2	横浜商科大学	横浜商科大学	25% 減額交付	簿外経理 (研究所等3組織の経理を 計算書類に未記載)	新規 〔22年度分も 25%返還〕
3	茶屋四郎次郎 記念学園	東京福祉大学	50% 減額交付	管理運営不適正 (元理事長の法人運営への関与など、 法人運営が未改善)	新規 〔22年度分も 50%返還〕
		東京福祉大学短期大学部			
4	藍野学院	藍野大学	25% 減額交付	管理運営不適正 (元理事長の無断土地購入等)	新規
		藍野学院短期大学			
5	東北文化学園大学	東北文化学園大学	25% 減額交付	虚偽の設置認可申請(粉飾決算) 管理運営不適正(理事長の無断貸付)	
6	大東文化学園	大東文化大学	25% 減額交付	管理運営不適正 (元理事の不正請求等)	
7	神奈川歯科大学	神奈川歯科大学	25% 減額交付	役員の逮捕・起訴 (元理事の詐欺・業務上横領)	
		湘南短期大学			
8	富士修紅学院	健康科学大学	75% 減額交付	虚偽の設置認可申請 (粉飾決算等)	
		修紅短期大学			
9	夙川学院	神戸夙川学院大学	50% 減額交付	虚偽の設置認可申請(運動場未整備等) 管理運営不適正(資金流用)	
		夙川学院短期大学			
10	創志学園	環太平洋大学	75% 減額交付	虚偽の設置認可申請 (設置財源不足等)	
		愛媛女子短期大学			

(表5) 東日本大震災からの復旧・復興に係る補助金額

(単位:千円)

区分	補助金額
教育研究活動復旧費(第一次補正)	10,094,380
授業料減免事業等(第一次補正・第三次補正)	8,098,576
被災私立大学等復興特別補助(第三次補正)	297,611
計	18,490,567

(資料1)

私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移

(単位：億円・%)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
経常的経費	29,426	29,786	29,691	30,052		
経常費補助金	総 額	3,280.5	3,248.7	3,217.8	3,221.8	3,393.8
	(伸 率)	(▲1.0)	(▲1.0)	(▲1.0)	(0.1)	(5.3)
	伸 額	▲32	▲32	▲31	4	172
	うち 特別補助 総額に占める割合	1,113 (33.9)	1,113 (34.3)	1,102 (34.2)	1,102 (34.2)	582 (17.1)
補助割合 〔補助金額 ／経常的経費〕	11.1	10.9	10.8	10.7		

注：平成23年度決算が未了のため、23年度の経常的経費の額は空欄である。

